# パブリックコメント案件概要

## 案件名:第4次尼崎市男女共同参画計画の策定について

# 1. 施策の概要

「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」第9条及び「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、「第4次 尼崎市男女共同参画計画」(以下「計画」という。)を策定します。

## 2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

本市では、平成17年12月に制定した「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」に基づき、平成19年度から5年ごとに「尼崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に積極的に取り組んできました。

しかし、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く残っており、男女格差は完全には無くなっておらず、男女共同参画社会の実現を目指し取組を進める必要があります。

現計画である第3次計画が令和3年度末をもって終了することから、次期計画として令和8年度までを計画期間とする本計画を策定するものです。

### 3. 目指す姿・対応策など

本計画は、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざすために策定するものです。そのため、教育・啓発の推進に加え、意思決定への女性の参画、ワーク・ライフ・バランスの推進、健康対策を視点に基本目標を次のとおり定め、取組を進めます。

- 1 ジェンダー平等に向けた男女共同参画に関する教育・啓発等の推進
- 2 政策や方針決定への女性の参画拡大
- 3 ワーク・ライフ・バランスのための支援
- 4 生涯にわたる健康対策

また、取組を進めるにあたっては、性的マイノリティも含め性の多様性を前提とすることや、SDGsの目標の中でも特に男女共同参画の理念に合致する「ジェンダー平等を実現しよう」を意識する必要があることから、計画の副題を「性の多様性を前提としジェンダー平等な社会をめざそう」としました。

#### 4. 施策の対象範囲・期間など

対象:市民、事業者、行政など本市に関わる全ての主体

期間: 令和4年度から令和8年度まで

# 5. 市民意向調査の概要(ステップ1、2省略の場合はその理由)

令和2年10月に市民3,000人を対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」(回収率:39.9%)を実施したほか、令和3年9月1日から9月22日までの間、ホームページを活用した意見聴取を行いました。意見聴取においては、計画の副題に関して、ジェンダー平等な社会を目指す市の姿勢が伝わるように、などの意見が寄せられました。

#### 6. 施策の検討経過

#### (1) 素案検討過程での主な論点

条例に基づき、学識経験者・関係団体等で構成される尼崎市男女共同参画審議会に諮問を行いました。審議会における検討を経て、中間答申が取りまとめられました。

【全体会】計画の名称・構成や施策体系について、検討を行いました。計画の名称については、性の多様性を前提としつつも、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っていること、法や国の計画において「男女共同参画」が使用されていることを踏まえ、現計画に引き続き「男女共同参画計画」とし、副題に「性の多様性」について盛り込むこととしました。特に施策体系においては、今年の6月に策定した「人権文化いきづくまちづくり計画」との整合を意識することや、DV対策基本計画と重複している部分については、DV対策基本計画に集約させるなどの議論を行いました。

【部会】これまでの取組と課題、世界・国の動きを踏まえ、今後の方向性や数値目標についての検討を行いました。特に、「ジェンダー平等」というキーワードを市民にわかりやすく伝え、イメージしやすいよう、ジェンダー平等が実現している時、していない時を対比させる日常生活のーコマをイラストで表現することや、教育・啓発においては、「性の正しい理解と尊重」の視点をもって取り組むことが重要であることについて議論を行いました。

#### (2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

## 7. 今後のスケジュール

令和3年12月20日~令和4年1月11日 市民意見公募手続の実施

令和4年2月 パブリックコメントの結果公表及び尼崎市男女共同参画審議会から最終答申

# 8. 添付資料

第4次尼崎市男女共同参画計画(素案)

#### 9. お問い合わせ先

総合政策局協働部ダイバーシティ推進課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館7F 電話番号06-6489-6658 ファックス(FAX)06-6489-6661

メールアドレス(Eメール) ama-danjo@city.amagasaki.hyogo.jp